

宮城県教育委員会 教育長 殿  
 宮城県教育委員会 教育委員 殿

〒981-8545 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台 4F（電話 022-234-0141）

団体名 民主教育をすすめる宮城の会

代表者名 久保 健



コロナ禍の学校に関する請願書

<請願事項>

1 感染症対策

- (1) クラスタ発生の際の校舎内消毒等の対応は、専門家の手で行うこと。また、行うよう各地教委に要請すること。
- (2) 教員および16歳以上の生徒へのワクチン接種を早急に行うこと。また、行うよう各地教委ならびに各首長に要請すること。
- (3) 児童・生徒・教員のPCR検査を定期的に行うこと。また、行うよう各地教委に要請すること。
- (4) 教員が感染症対策の業務に時間をとられないようにすること。また、各地教委に要請すること。

2 教育条件整備

- (1) コロナ禍で貧困が深刻化する中にある子どもへのケアを十分に行うこと。また、行うよう各地教委に要請すること。
  - ① 生理の貧困への対応    ② 就学援助の拡充ならびに宣伝    ③ 給付制奨学金の拡充
  - ④ 給食費無償化    ⑤ 学校における相談窓口の設置
- (2) 子どもの不登校、虐待、自殺に十分に対応すること。
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置を県の責任で行うこと。
- (4) 導入されたタブレット等の設定は教員以外の専門家に行わせること。また、行うよう各地教委に要請すること。
- (5) IT教育環境に関わるICT支援員、GIGAサポーターの配置を県の責任で行うこと。
- (6) 遊具等、学校設備の安全点検を、専門家に行わせること。また、行うよう各地教委に要請すること。
- (7) スクールサポートスタッフの予算を確保すること。
- (8) 小中学校の適正規模を見直し、小規模校の存続をはかること。
- (9) 小中高にわたる少人数学級の県独自の設置をはかること。
- (5) 高校のエアジョも早急に整備すること。

< 請願の主旨 >

1 感染症対策

(1) クラスターの発生した学校で、教職員が消毒作業を行ったという事例があります。これはどう考えても異常です。専門家の手で実施するよう、各地教委に要請してください。

(2) (3) 学校が安全、安心な場所になるためには絶対に必要な条件です。

(4) 教員の多忙を防いでください。

(5) 感染症拡大につながるなどの危惧も出ています。中止するよう至急要請してください。

2 教育条件整備

(1) (2) (3) これまでも深刻化していた格差・貧困の問題は、コロナ禍でさらに深刻な広がりを見せています。家庭の収入減、不和・離婚、虐待、子どもの家庭での居場所喪失など、子どもへの影響が深刻化しています。子どもの自殺もこの1年で急増しています。不登校問題を学校・教員の対応のあり方とだけで捉える向きが県教委にはありますが、不登校問題は、まさにこうした問題の氷山の一角でしかありません。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の具現化を、県教委として全面的に関わる責任があると考えます。最近の話題でも、生理の貧困、ヤングケアラーなど子どもの貧困の状況がさらに深刻化していることが明らかになっています。不登校対策に限定することなく、家計の問題、保護者の失業・就労問題、病気・障害、家庭不和、介護の問題、虐待問題等、子どもを取り巻くあらゆる環境に対応するものとして、現在ほとんどの学校に設置されている相談室のあり方をより拡充してください。そのためにスクールソーシャルワーカーを県の責任で配置してください。

子どもの貧困対策の推進に関する法律より

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその

他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(4) (5) GIGA スクール構想のもと、タブレット等がすべての小中学生に配置されました。しかし、アカウントの入力等、IT 専門家でない教員が担わされている市町が多くあります。また、十分な高速通信のシステムが整っていない市町もあります。市町による格差が出ているというのが実態です。

IT 環境整備には、専門のエンジニアが関わることが求められています。県がその配置に責任を負ってください。

(6) 白石一小で起こった悲しい事故の教訓から、校舎・施設の安全点検は教員のみで行うことには限界があるということです。老朽化する校舎のコンクリート壁の崩落なども、専門家に診断してもらわなければわからないことが多いです。

(7) コロナ禍で配置されたスクールサポートスタッフの役割は、感染防止、教員の多忙解消の上でも大きなものがあります。予算の十分な確保をお願いいたします。

(8) (9) コロナ禍で、日本の過密な学校環境の問題が浮き彫りになりました。県独自に少人数学級の拡充を進めてください。

また、コロナ禍で小規模校の良さも浮き彫りになっています。感染拡大に強い小規模校が宮城県には多いですが、県の適正規模を求める方針のもと、統廃合が進んでいます。この適正規模を見直し、小規模校が存続できるようにしてください。